

佐渡市地域包括ケア会議

「高齢者虐待防止法について」

令和6年11月28日
佐渡西地域包括支援センター
社会福祉士 末武 真紀子

高齢者虐待防止法の正式名称

「高齢者虐待の防止、 養護者に対する支援等に関する法律」

(平成18年4月1日施行)

目的: 高齢者の尊厳保持の為虐待を受けた高齢者に
対する保護の措置と共に、養護者の負担の軽減を図る

◆虐待をしている人を罰する法律ではない！

高齢者の保護と、養護者への支援について定められている。

高齢者虐待防止法の特徴

- 高齢者虐待の早期発見・早期対応
- 市町村が虐待防止行政の担い手としている
- 国民全般に通報義務等を課す
- 保健・医療・福祉関係者の早期発見等への協力
- 「自覚」「悪意」は問わない
 - 市町村が対応責務に基づき、虐待の有無を判断

高齢者の定義

- ・高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義
(第2条第1項)
- ・65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、またはその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障がい者については、「高齢者」とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用される(第2条第6項)

高齢者虐待の定義

① 養護者による高齢者虐待 通報・相談先：地域包括支援センター

- ・養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって、養介護施設事業者等以外のもの」
- ・金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待 通報・相談先：市

- ・養介護施設 特別養護老人ホーム・老健施設・地域包括支援センター・有料老人ホーム
- ・養介護事業 デイサービス・ヘルパー・ショートステイ・福祉事業者・
小規模多機能型居宅介護・ケアマネジャー
- ・養介護施設・養介護事業の業務に従事する者
施設長・事務職員など介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む

養護者による高齢者虐待 ～家庭内での高齢者虐待のリスク～

- ▶ 高齢者に認知症の症状がある。または認知症が疑われる状態
- ▶ 要介護度が重度（要介護3以上）の場合
- ▶ 夫婦のみの世帯・高齢者と単身の子供の2人世帯などの小規模家庭
- ▶ 家族の精神疾患・障がい
- ▶ 経済的困窮
- ▶ 家庭内の確執・不和

どこの家庭でも起こる可能性がある。

養介護施設従事者等による高齢者虐待 ～背景要因～

- ・教育・知識・介護技術等に関する問題
- ・職員のストレスや感情コントロールの問題
- ・虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等
- ・倫理観や理念の欠如
- ・人員不足や人員配置の問題及び関連する 多忙さ

虐待の種類

① 身体的虐待

② 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

③ 心理的虐待

④ 性的虐待

⑤ 経済的虐待

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える事

- ▶ 平手打ち、つねる、殴る、蹴る
- ▶ 本人に向けて物を投げつける。
- ▶ 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
- ▶ 無理やり食事を口に入れる。
- ▶ 意図的に薬を過剰に服用させる。
- ▶ 正当な理由なく継続的に身体拘束する。

利用者またはほかの利用者の生命または身体を保護するため、「緊急やむをえない場合」を除き、禁止

身体拘束の「緊急やむを得ない場合」の3要件

1. 切迫性

利用者本人またはほかの利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

2. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること

身体拘束とは？

具体的には…

利用者またはほかの利用者の生命または身体を保護するため、「緊急やむをえない場合」を除き、禁止

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む
- ・点滴、経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴、経管栄養などのチューブを抜かないように、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人へ迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

② 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

- ▶ 入浴させず異臭を放つ状態にする
- ▶ 髪や爪が伸び放題
- ▶ 皮膚が汚れたまま
- ▶ 空腹状態や脱水症状、栄養失調の状態を長時間継続
- ▶ 室内にゴミを放置するなど劣悪な住環境で生活させる
- ▶ 医療・介護保険サービスなどを、理由なく制限させたり利用させない

* 意図的かどうかは問わない。

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- ▶ 人前で失敗を話し、高齢者に恥をかかせる
- ▶ 排泄の失敗、食べこぼしなどを嘲笑をする
- ▶ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ▶ 侮辱を込めて、子供のように扱う
- ▶ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する
- ▶ 家族や親族、友人等との団らんから排除する

④ 性的虐待

本人との間で合意もなく、あらゆる形態の性的な行為を行ったり、強要したりすること

- ▶ 合意のないキス・性器への接触
- ▶ セックスを強要する
- ▶ 裸にする
- ▶ 高齢者の前でわいせつな言葉を発する、会話する
- ▶ わいせつな映像を見せる
- ▶ 排泄の失敗の懲罰として下半身を裸にして放置

⑤ 経済的虐待

勝手に本人の財産や金銭を使用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限したりすること

- ▶ 日常生活に必要な金銭を渡さない
- ▶ 本人の自宅等を無断で売却する
- ▶ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用

* 養護者だけでなく、(現に養護していない)高齢者の親族による当該行為も虐待に該当する。

もしかしたら虐待かも・・・？ ～虐待を疑うべきサイン～

- ① 身体に不自然な傷や痣があり、(高齢者自身や介護者が)説明もしどろもどろ
- ② 脱水症がある(家族や意図的に水分を制限している可能性)
- ③ 部屋の中に衣類、おむつ、食べかけの食事・食べ残しが散乱
- ④ 外で食事するとき、一気に食べてしまう(十分な食事を用意されていない可能性)
- ⑤ 必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
- ⑥ 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度がみられる
- ⑦ 落ち着きがなく、動き回ったり異常に良くおしゃべりする(家族の不適切な言動や対応によって心理的に不安定になっている可能性)
- ⑧ 「年金を取り上げられた」と高齢者が訴える(生活費に困窮したり身に覚えがない取立てがくる)
- ⑨ 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
- ⑩ 家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
- ⑪ 家の中から家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
- ⑫ 天気が悪くても高齢者が長時間外にたたずんでいる(あるいは昼間姿を見かけなかった、窓が閉ったままの状態が続いている)
- ⑬ 急に痩せた(食事を接種できていない状態が続いている可能性)
- ⑭ 高熱や極端な低体温で具合が悪い(家族等が受診対応せずに放置している可能性)

もしかしたら虐待かも・・・？

通報をためらわないで！！！！

高齢者虐待防止法では、通報等により通報者が不利益に取り扱われることのないように規定により通報者が守られています。

▶「虐待じゃないかもしれないし...」

虐待があったと信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解釈されます。

虐待を確信する
必要はない

証拠をそろえる
必要はない

法的に正しいかを調べる必要はない

結果的に虐待ではなかったとしても通報者が不利益になることはありません。¹⁷

▶ **個人情報**の漏えいにならないの？

〈法7条3項〉刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項（高齢者虐待に係る通報）の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

▶ **自分が通報したことが相手に知られないか心配**

〈法8条〉市町村が前条（高齢者虐待に係る通報）の規定又は次条第一項（虐待を受けた旨の届出）による通報を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員はその職務上知りえた事項であって当該通報又は届出をしたものを特定させるものを漏らしてはならない。

でも、通報するほどではないのでは...？

- ▶ 高齢者による自傷・他害のおそれがあるから多少手が出ても仕方ない。
- ▶ 高齢者が虐待類型に該当する行為を快く受け入れているので問題ない。
- ▶ 施設に入れてもらっているんだから、身体拘束が多少あっても仕方がない。

あなた自身がされて嫌だと思ふ行為や、少し気持ちが引いてしまう行為・言動は、「虐待」と捉えて問題ありません。通報し状況を改善していく方法をとるべきことです。「通報義務」が国民に課せられています。(第7条)親族の意向と本人のニーズが相反する場合は、本人のニーズを優先します。

通報先は？相談先は？

① 養護者による高齢者虐待

* 各地域包括支援センター

【両津地区】 佐渡東地域包括支援センター ☎23-5515

【相川・佐和田・金井地区】 佐渡西地域包括支援センター ☎57-8152

【新穂・畑野・真野地区】 佐渡中地域包括支援センター ☎58-7173

【小木・羽茂・赤泊地区】 佐渡南地域包括支援センター ☎88-3844

* 佐渡市社会福祉部社会福祉課 総合福祉相談支援センター ☎63-3127

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

* 佐渡市社会福祉部 高齢福祉課 ☎63-3790



通報後の対応 ～養護者による高齢者虐待～

- 佐渡市と情報共有・協議し、地域包括支援センターが訪問調査等により事実確認を行う
- 収集した情報をもとに、高齢者虐待対応ケース会議を開き、虐待の有無及び緊急性の判断をし、支援方針・緊急対応の検討を行う
- 高齢者・養護者に対する支援開始
 - ・措置等により養護者と分離を必要とする場合 ⇒老人福祉法による措置等
 - ・現在利用可能なサービス調整で対応可能な場合 ⇒ケアプランの見直し等
 - ・養護者に対する支援 ⇒関係機関による支援につなげる等
- 虐待状況の解消の確認と虐待再発防止に向けたフォローアップ
⇒対応終結

通報後の対応 ～養介護施設従事者等による高齢者虐待～

- 関連情報の確認、事実確認の準備し行う
- 収集した情報をもとに、課内での「対応協議」をし、施設・事業所への事実確認の調査を検討・決定
 - ・協力依頼による調査 ・実地指導 ・監査（立入検査等）
- 県へ報告する
- 事実確認の結果にもとづき「虐待対応ケース会議」を開催 虐待の有無の判断、緊急性の判断
- 改善が必要と考えられる事項と指導内容を通知
- 改善取組の点検と虐待再発防止に向けたモニタリング・評価⇒対応終結